

平成 2 3 年

第 1 回 飯 舘 村 議 会 臨 時 会 議 録

自 平成 23 年 1 月 19 日
至 平成 23 年 1 月 19 日

飯 舘 村 議 会

平成23年第1回飯館村議会臨時会会期日程（案）

（会期1日間）

| 日次 | 月日 | 曜 | 区分 | 開議時間 | 日 程 |
|-----|------|---|-----|---------|--|
| 第1日 | 1.19 | 水 | 本会議 | 午後1時10分 | 開 会 諸般の報告 1, 会議録署名議員の指名 2, 会期の決定 3, 村長の提案理由の説明 4, 議案審議 閉 会 |

平成23年1月19日

平成23年第1回飯館村議会臨時会会議録（第1号）

| 平成23年第1回飯館村議会臨時会会議録(第1号) | | | | | | |
|---|------------------|--------------------|----------|------------------|-----------|----|
| 招 集 年 月 日 | 平成23年1月19日(水曜日) | | | | | |
| 招 集 場 所 | 飯 館 村 役 場 | | | | | |
| 開 閉 会 の 日 時 | 開 会 | 平成23年1月19日・午後1時10分 | | | | |
| 及 び 宣 告 | 閉 会 | 平成23年1月19日・午後2時42分 | | | | |
| 応(不応)招議員 及び出席議員 並びに欠席議員 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 |
| 出席 12名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応召 △○公欠 | 1 | 松 下 義 喜 | ○ | 2 | 飯 樋 善 二 郎 | ○ |
| | 3 | 北 原 経 | ○ | 4 | 伊 東 利 | ○ |
| | 5 | 北 山 文 子 | ○ | 6 | 佐 野 幸 正 | ○ |
| | 7 | 菅 野 義 人 | ○ | 8 | 大和田 和 夫 | ○ |
| | 9 | 大 谷 友 孝 | ○ | 10 | 佐 藤 八 郎 | ○ |
| | 11 | 志 賀 毅 | ○ | 12 | 佐 藤 長 平 | ○ |
| 署 名 議 員 | 10番 佐藤八郎 | | 11番 志賀 毅 | | 1番 松下義喜 | |
| 職 務 出 席 者 | 局長 但野 誠 | | 書記 菅野久子 | | 書記 今井一起 | |
| 地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の氏名 ○ 出席 | 職 名 | 氏 名 | 出欠 | 職 名 | 氏 名 | 出欠 |
| | 村 長 | 菅 野 典 雄 | ○ | 副 村 長 | 門 馬 伸 市 | ○ |
| | 総務課長 | 小 林 孝 | ○ | 住 民 課 長 | 大久保 昌 憲 | ○ |
| | 健康福祉課長 | 菅 野 司 郎 | ○ | 産 業 振 興 課 長 | 中 井 田 栄 | ○ |
| | 会計管理者 | 高 橋 一 清 | ○ | 教 育 委 員 長 | 佐 藤 隆 明 | |
| | 教 育 長 | 廣 瀬 要 人 | ○ | 教 育 課 長 | 中 川 喜 昭 | ○ |
| | 生涯学習課長 | 愛 澤 伸 一 | ○ | 代 表 監 査 委 員 | 渡 邊 守 男 | |
| | 農 委 会 長 | 菅 野 宗 夫 | | 農 委 局 長 | 高 橋 一 清 | ○ |
| | 選挙管理委員会 委 員 長 | 齊 藤 次 男 | | 選挙管理委員会 書 記 長 | 小 林 孝 | ○ |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 事 件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

平成23年第1回飯館村議会臨時会議事日程（第1号）

平成23年1月19日（水）午後1時10分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 1号 平成22年度飯館村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 5 議案第 2号 飯館村住民生活に光をそそぐ基金設置条例
- 日程第 6 議案第 3号 平成22年度飯館村情報通信基盤2芯整備事業（飯館地区）工事請負変更契約について

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） 本日の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第1回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午後1時10分）

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び議案は、お手もとに配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、条例案件1件、契約案件1件の計3件であります。

次に、平成22年第7回定例会で可決されました「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」及び「肺炎球菌ワクチンへの公費負担に関する意見書」並びに「TPP交渉参加に反対する意見書」を12月16日付でそれぞれ政府関係機関に提出しております。

次に、本日、議会運営委員会が、本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため、開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてでありますがお手もとに配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として、村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から11月分の例月出納検査の結果について、議長に報告されております。以上であります。

◎日程第1， 会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1， 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、10番 佐藤八郎君、11番 志賀毅君、1番 松下義喜君を指名します。

◎日程第2， 会期決定の件

議長（佐藤長平君） 日程第2， 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りに決定しました。

◎日程第3， 村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3， 村長提出の議案第1号から議案第3号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに、平成23年第1回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところ、ご出席をいただき、厚く御礼を申

上げます。

さて、本日の村議会臨時会は、昨年10月に、円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策「新成長戦略実現に向けたステップ2」において、地域の活性化ニーズに応じてきめ細かな事業を実施できるよう支援を行うと閣議決定されました。このことを踏まえ、国において、地域活性化交付金が創設されて、今般、各自治体に交付金の交付限度額が提示されましたので、その予算措置を行う必要が生じたため、そのほか一部緊急に予算措置が必要になったため、臨時議会を招集をさせていただいたところであります。

それでは、提出いたしました議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第1号は、平成22年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）であります。既定予算の総額に1億2,402万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を46億7,330万3,000円といたしました。歳出の内容であります。総務費として、住民生活に光をそそぐ基金積立金が1,069万円、情報通信基盤整備事業費として654万2,000円であります。衛生費としては、いいたてクリニック歯科開設準備工事583万4,000円。農林水産業費としては、旧草野幼稚園跡地整備工事740万円、もりの駅まごころ屋根塗装工事357万円、林道開設改良費4,000万円。土木費として、道路新設改良費4,600万円、住宅管理費398万8,000円と計上をしたところあります。なお、これらを賄う財源として、地方交付税、国庫支出金を充当するものであります。

議案第2号は、飯舘村住民生活に光をそそぐ基金設置条例でございます。今般、本村が交付を受ける地域活性化交付金、いわゆる光をそそぐ交付金であります。これを有効に活用するにあたり、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、なかなか光が十分に当てられてこなかった分野、いろいろ地方消費者行政であるとか、DV対策、自殺予防などなど地域づくりまでいろいろあるわけではありますが、それに対する取組の強化を図るため、飯舘村住民生活に光をそそぐ基金を設置するものであります。

議案第3号は、平成22年度飯舘村情報通信基盤2芯整備事業（飯舘地区）工事請負変更契約についてでございます。平成22年6月22日付で、東日本電信電話株式会社福島支店と請負契約の締結をし、工事を進めていたわけではありますが、地上デジタル放送再送信事業の加入件数が増加したため、その工事の内容を変更することとなりました。その結果、595万5,600円増額をしたいので、その請負変更契約について議決を求めるものでございます。変更後の契約金額は、4億2,385万5,600円であります。

以上が提出議案の概要であります。よろしくご審議のうえ、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（午後1時19分）

（総務課長の議案説明）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時49分）

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 議案調査のため、休憩を継続します。再開は2時5分とします。

（午後1時49分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時05分）

◎日程第4，議案第1号 平成22年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）

議長（佐藤長平君） 日程第4，議案第1号「平成22年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 一つは、住民生活に光をそそぐ基金の元金ということで挙がっていますが、後ほど基金設置条例もあるようですが、あえてここでこの元金において、今後、期限も限られているようなんですけど、どういう分野にどのように住民の生活に光をそそいでいくのか、伺っておきたいと思います。

あとは、飯舘クリニック歯科開設準備工事、午前中の全員協議会でご説明をいただきましたけれども、建設当初、飯舘クリニックから歯科開設は、もうその中に考え方として入っていて、当然、そのための設計もされ、村の執行部においてきちんとチェックをしたうえで議会に提案されてきたものということで、私ども議会の方はそれ以上のチェックうんぬんまではいかなかったですけれども、なぜ今になって、このような開設するための準備工事が必要となるのか伺っておきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 光をそそぐ基金であります。前にも説明しておりますように、なかなかできなかった分野にというような国の趣旨でございます。消費行政であるとかDV、いわゆるバイオレンスですね、やら女性に対するとか、まあ男性も逆にあるかもしれないし、また、自殺などもあるかもしれませんが、そういうものにといいことですが、幸いに子どもに本をというようなことに使えと、こういうことでありますから、できるだけそういうものに使いながらも、今言ったようなことが何か事業として組み立てられれば、そちらの方に使っていければと、こんなふうに思っております。

それから、村でチェックしてなぜということでもありますけれども、最終的には図面を見たところは見たわけではあります。ほとんど何と言いますか、病院を多く造っているという設計屋さんでしたし、まあ吾妻さんが良い形で入札がなったなということのようでもありますから、そういう意味からすると、もうほとんどその辺全部心配なく図面は作られたものと、こんなふうに思いましたので、ちょっと歯科のところ狭いなという思いは持ちましたけど、まさかいろいろところが今になってというような形にはと思ってはいなかったものですから、そういう意味からすると大変申し訳なく思っていますが、何とか良い形で対処できるようにと、こんなことでございますので、ご理解をいただければと思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） この準備工事の方をずうっと見ますと、今、村長が言う、狭いよ

うに思えたというのはありますけど、先ほど全員協議会でもあったんですけど、今まで5台の機械というか、いすといいますか、あって、両方合わせてね。それが2台というスペースになっているという部分で、この本来の住民に対しての歯科部門に対しての役割をきちんと果たせるのかどうか心配なんですけど、そういう点ではせっかく準備工事するというふうにしているんですから、それで大丈夫なのかどうか、もう一度確認をしておきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 私たち、今までの診療所は、今、ご質問がありましたように、2台ないし3台に患者を座っていただいて交互にやる、あるいはその間の待ってもらってということではありますが、そういうふうに私たちは考えておりましたので、最低でも3台が入らないといけない、あるいは4台が必要かなと、こんなふうにこう思ったものですから、これでは狭いのではないですかという話をしたんですが、そのときに向こうの説明は、あまりほかの歯医者さんにかかっていますからよくは分かりませんが、いわゆるマンツーマンと言いますか、しっかりとその人にぎっちりとかかっていると、こういうことのできるからと、こういうことだったものですから、ああそうですかね、そういうこともあるんですかねということでしたというところでもあります。ただ、たぶんですね、こういうことを言うとどうも分かりませんが、歯科衛生士の今、飯館村の両診療所には歯科衛生士はいることは1人いるんですが、ほとんど歯科衛生士としての役割はそう果たさせていないのではないかというふうに私は思っています。たぶんこれからは歯医者さんと歯科衛生士の分野というものがそれぞれ分担して、少しでも歯の大切さとか磨き方とか、いろいろなことをやっていくということも必要になってくるのではないかと。そうすると、やっぱり二つという話にはならないのではないかななどというふうに思っておりまして、今回はそのような考え方なんですけど、いずれ台を増やさないかというときがあるのかなと、こんなふうに思っているところですが、今のところ二つで1人のお医者さんでとこういうことでありますから、その中で対応ができるものと、こんなふうに思っているところでもあります。

10番（佐藤八郎君） 昨年の末に総務省自治行政局長から通達があつて、指定管理者について、その中に指定管理者との協定とかうんぬんについて、住民の安全確保と住民の活用、サービス向上うんぬんにきちんと必要な体制をきちんとすべきだという的な中身があるんですけど、そういう意味からいっても、今まで医者2人、5台という中で、今度は造られた建物の中に入るのは2台ということで、なんか矛盾を感じるんですけども、住民に必要な歯科の対応がきちんとできるのか、ちょっと不安がいっぱいだし、このことがやっぱり五つあったものが二つなんだということになっていったら、住民の中にそれが広まっていけば、おのずからクリニックに通っても大変だとなれば、往々にして村外にということになっていくのではないかと。そういう意味でもちょっと基本的な設計も、更には病院側の経営的な部分も執行者のチェックの仕方も甘かったのかというふうに思うし、今後、そういうものに対してどういうふうに改善をしていくのか。もっと保健福祉課とか、そういう部分でもっと歯医者にかからなくて良い状況を図っていくことに力を入れるのか、その辺もう一度伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 歯が悪い方はできるだけ歯医者にかかって良くしていただく。特に

今、子どもたちが何と言いますか、99%、100%虫歯のないようにと、こういうことで表彰制度もあるような時代でありますから、かからないようにという話にはならないと、こんなふうに思っています。できるだけやっぱりなつた場合にかかっていたいで早く直すと、こういうことでありますが、そうしますと、今、ご質問のように、いわゆるなかなか行ってもすぐにやってもらえない、待ち時間が多い、こういう可能性もある意味ではいくらかなきにしもあらずかなと、その結果、当然、だんだんだんと患者さんが遠のいていくと、そういうことであるから、最初等が肝心ではないかというお話も当然申し上げているところでありますが、あちらとしては、まず、1人で様子を見させていただいて、その後の対応と、こういうことであります。たぶんそうして、もし皆さん方があそこから離れていくということになれば、全く経営的にはおかしくなるわけありますから、当然、民間ということで、何らかのやっぱり対応をしていくと、こういうことになるのではないかと、こんなふうに思っておりますので、なお、今の体制の中で今、皆さん方からお話をいただいたようなことをしっかりと伝えて、できるだけ何と言うんですか、今までとはかなりサービスが落ちた、あるいは大変なことが起きたということのないように、少ないように、これから話し合いをしていきたいと、このように思っております。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

7番（菅野義人君） ただいまの議論の中で、クリニックについていろいろ勉強する部分がありました。午前中、全協がありましたので私も申し上げたんですが、いわゆる今まで歯科診療の体制が二つの診療所で体制を組んでやっておったと。私もかかりますので見っていますが、診療台の中で患者さんと呼ばれて準備をしているというふうな中で、一方ではお医者さんの方で治療しているということで、診療の台数がマンツーマンでというのは、その準備の部分の中で非常に時間的にやっぱり取られてくるのかなというふうにまず心配することもありますし、それから今、先ほどの佐藤議員の質問の中に、村としての考え方等をやはり入れていくというふうなことがありましたので、私はやはり今のクリニックが赤字を初年度持っているという部分と、それからこれからの歯科診療も含めた診療のあり方について経営委員会なり、あるいは診療委員会と言うんでしょうか、村民も参加しながら診療所のあり方について議論していくという、その体制をまず整備していただいて、そこの中でやはり検討事項をまとめて積み上げていくという努力が、今、必要ではないかなと、それが早く求められているのではないかなというふうに思いますので、その辺についてご答弁をいただきます。

村長（菅野典雄君） もっともな話でありまして、私はその思いであります。努力目標として3月末、いわゆる開所までには、その体制を整えたい。1回ぐらいは会議が開ければと、このように思っておるところであります。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

8番（大和田和夫君） 私の方からは、13ページの旧草野幼稚園跡地の整備工事ですが、先ほどの説明によりますと、簡易トイレの設置ということでございましたが、このトイレにつきましては、何基設置する計画なのか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 実は、もともとのグラウンドの方に公園整備でトイレを造っております。

すので、もともとはやはり要らないのではないかと、そちらの方に行っていただいと、こんなふうに思って、今までの要望にもそういうお答えをしてきたところでもあります。最後のやっぱり了解事項ということで、使用している人たちに担当が行っていろいろ話したところ、その今までの便所のところをやっぱり高いところにありますので、段もあるし距離的に遠いと。特にトイレが近い年齢でもありますから、どんな簡単なのでもいいからやはりお願いしたいと、こういうようなお話がありましたので、それではということ、いわゆるポータブルのトイレ1基というふうに考えているところでもあります。

以上であります。

8番（大和田和夫君） トイレを設置するというのですが、その使用された後は、くみ取り等々についての管理はどこでしていくのか、これを確認しておきたいと思えます。

副村長（門馬伸市君） 今、村長が申し上げたとおり、話し合いでトイレを置くこととなりますが、その条件として日常の手入れですね、それは地域の皆さんでやりますと。くみ取り料ももちろん地元でやりますと。設置だけお願いしたいということでありました。

8番（大和田和夫君） もう1点、確認であります、あそこはご承知のとおり崖地、危険区域になっているわけでありまして、そういった中で、こういったグランドゴルフをプレーして楽しむということが出来るのか、確認であります。

産業振興課長（中井田 栄君） 崖地の方は問題ないというような確認を取っております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号「平成22年度飯館村一般会計補正予算（第7号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号「平成22年度飯館村一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5，議案第2号 飯館村住民生活に光をそそぐ基金設置条例

議長（佐藤長平君） 日程第5，議案第2号「飯館村住民生活に光をそそぐ基金設置条例」についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 第1条に掲げていることについて、3分野に対する取り組み強化をして、今まで光をそそがなかった部分に光を当てていくということです。先ほどの補正の方の答弁でもありましたけれども、図書関係とか、本に関するとかありましたけど、そのほか具体的には、どんなことをこの3分野において、この基金の金額からして考え

られているのか伺うものであります。

総務課長（小林 孝君） 住民生活に光をそそぐ基金の使い方について、国の方から一定程度の考え方を示されております。基本的には、ソフト事業を念頭に置いているということでありまして、まず、地方消費者行政関連の事業としては、主に消費者相談、それから消費生活センターの経費等を想定しておる。それから弱者対策自立支援関連の事業としましては、DV対策、これ婦人相談所の充実となるシューターの確保等も大丈夫ですよと。それから児童虐待防止、これは児童相談所の相談業務の充実、人材の育成等です。それから自殺予防、これも電話相談の充実とか相談業務の充実、人材の育成、それからいじめ、不登校、ひきこもり、スクールカウンセラーの設置等も可能ですと。児童養護施設や乳児に対する支援とか、犯罪被害者に対する支援、更生保護関連施設の充実、定住化に対する支援、いろいろあります。それから最後に、この知の地域づくりということでもありますけども、先ほど言いましたように、この知の地域づくりは、地域を知的に振興するという分野ということですね、この知の地域での関連事業としましては、図書館とか図書館同種の施設、同じような施設の建設とか運営ですね、学校図書館の充実、これは司書の確保とか図書の実、図書館施設の改築、増築等であります。それから、試験研究機関による研究開発に対する支援というようなことですね、先ほど村長の方からもご答弁申し上げましたけども、なかなか都市型の今回のこの光をそそぐ交付金なのかなということでありまして、本村におきましては、今のところ考えているのは、やっぱり学校図書館の充実とか、図書、司書の確保とか、図書の充実というような分野に活用できればなど、こんなふうに思っております。特に県の方に聞きますと、例えば弱者対策で弁護士費用等はどうですかと言ったら、それはその人材確保にはならないと。もっと有効に新たに雇用が確保されるというようなことになれば該当しますけども、弁護士等についてはだめですよとか、なかなか制限がありまして、十分に国の方でもそれぞれの自治体でどのように活用できるか考えてくださいよというようなことを一定の期間を置いていると。そのために基金を設置しても良いですよというような趣旨なものですから、十分にそれも考慮しながら、今後活用してまいりたいと、こう思っております。

10番（佐藤八郎君） 住民生活に光をそそぐと言っても、住民生活の実態、相談うんぬん活動がきちんともっともっと徹底されない、どうしても学校でのいじめやら家庭での児童や高齢者の虐待やら、更には自殺までも至ることが飯館内でも相当ありますので、そういう部分での活動強化が求められているのではないかと思うんですけど、図書館とか司書の確保という部分が求められているというふうには思えないんですけど、その辺は、この事業でやらなくとも1、2については、今までの行政執行の中で更に充実してやっていけばできるということで、3番の知力を付ける地域活性化に向けたということなんでしょうか、もう一度伺います。

村長（菅野典雄君） 今、おっしゃられるように、やっぱり住民のいろいろ困ったことを十分に聞いて、それに対応すると、こういうことは非常に大切だと、こんなふうに思っておりますが、今申しましたように、飯館村ではそれなりにいろいろな体制はある程度やっているというふうに思っています。しかも、雇用を継続的にできるようなというの

が、ある程度人を雇うとか使うということになれば、継続的にという話になりますから、そうすると、いわゆる困りごと相談とかいろいろなDVでも同じでありますけども、1人を雇って、それからずっといくということになりますと、今もいろいろ福祉協議会、あるいは住民課長、その他いろいろな対応を民生委員やっておりますので、更にそのずっと続けるというのが良いのかどうか、その点で村の方としては、子どもたちの方に力を入れるということが、この分野でやって良いようでありますので、どうなのかなと今のところ考えていると、こういうことであります。

10番（佐藤八郎君） 金額が1,000万円ですか、ですから500万円の人を2年雇って、生活相談なり教育相談なりいろいろ、十分本当の住民の生活実態を調査なり対応なりというのは、できることではないかなと思うんですけど、今言う知的活性化、図書館、司書、それよりもそっちの方が、1、2の方が大事かなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） ですから今、弁護士さんの方は、今、約10回近く相談事にもさせていただいておるわけでありまして。村の顧問弁護士を活用させていただいて、ですから今、500万円で2人でも雇えるのではないかという話ですけども、雇うことは1,000万円1年にもらってますからいろいろできるんですが、それをずっと継続をしていかなければならないということになりますと、当然、村としての支出が出てくるわけでありまして、どこにどういうことをやるのがこれから大切なのかというふうに考えますと、まるっきり今のような話をした福祉協議会なり住民課なり弁護士さんなり民生委員なりがないのであれば、これはもう絶対必要だろうというふうに思いますが、決してこれで十分だというふうには思っておりませんが、それなりに対応はさせていただいているというふうに考えましたので、今までやっていないところということになりますと、子どもの方なのかと、こんなふうに思っているということでありまして、まだまだ決まったわけではございませんけども、今のところそのように考えているところでありまして。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号「飯舘村住民生活に光をそそぐ基金設置条例」について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号「飯舘村住民生活に光をそそぐ基金設置条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6，議案第3号 平成22年度飯舘村情報通信基盤2芯整備事業（飯舘地区）工事

請負変更契約について

議長（佐藤長平君） 日程第6，議案第3号「平成22年度飯舘村情報通信基盤2芯整備事業（飯舘地区）工事請負変更契約について」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 提案理由の議案説明の方で595万5,600円の増額ということで、主な変更内容ということで、54戸の装置の増で595万5,600円と、まあ1戸割でうんぬんではないでしょうけれども、この内訳をもう少し595万5,600円の内訳をお聞きしたいと思います。

総務課長（小林 孝君） 件数では54件であります、その中身ですね、事業量として簡単に申しあげましたけども、敷設の距離ですね、平成20年6月15日、議決をいただいた一番最初の工事ですけれども、これが延長が12万9,084メートルでありました。今回が1万3,554メートル増えまして14万2,638メートルというような距離になっております。それからNTTの柱ですね、NTT柱、これらも121本増えたりですね、東北電力柱、これも95本増えたり、村の自営柱ですね、これはどうしてもNTTとか電力に乗せられないということで村が建てるとということなんですけども、これも3本増えたということで、件数的には54件でありますけども、そういうような事業量が相当増えたということで、今回600万円近い金額が増えたということであります。以上であります。

10番（佐藤八郎君） このVONUの装置を付けることで、新たに予算的に増えたということなんですか。そうしますと、これが増えなければこの工事も発生しなかったんでしょけれども、これからのことではどういうふうになっていくんでしょうか。

総務課長（小林 孝君） これからのことでもありますけども、現在、NTTさんの方では試験放送として、まず、450軒に地デジ用の電波を確実に流れているか現在、試験をしているというようなことでありまして、村としましては、今回、情報通信基盤2芯整備事業というようなことをやるということで、有線テレビジョン放送設置者というのに村がなるということになっております。これは総務大臣から23年3月31日までに工事を終了するというので、設置期間の指定を受けております。今年度内に終わるということですね。そのために3月議会には自治法の244条の公の施設の設置条例を、それを村の議会から議決をもらって添付しなければならないということで、それを出してから国の許可をもらう予定になっております。現在、工事やっているところにつきましては、あくまでも試験放送ということで地デジ用の電波を発信していますから見れないことはないんですが、正式には3月まで工事を終わって、国の方の許可をもらってからというようなことになります。以上であります。

10番（佐藤八郎君） この分野、なかなか私ら全然なかなか分からないんですけど、何かやるためにどんどんどんこうやって契約変更なり、追加契約なり必要だ、必要だと、どこまでも行くわけではないんだと思いますけど、その点ではどうなんでしょう。当初の入札のところきり見えないもの、追加するもの、いろいろあると思うんですけども、見通しとしてはどういうふうになりますか。

総務課長（小林 孝君） この2芯整備事業は、飯舘地区、今回全域です。43局も含め

てすべて450件と450戸で終了という形になります。

それから、先ほど議決をいただきました補正予算で124件、これにつきまして議会議決をいただきましたけども、これは3月までに設計をすると。4、5、6、7月24日までには必ず行わなければならないというようなことで、何回もそれぞれ一般住民の方には広報なり区長会のお話もしていますし、間違いなくあなたのところはテレビが見えますかと、とは言っても、やっぱりなかなかお年寄りの方とか分からない方がぼつらぼつら来まして、また再度変更になるのではないかということでもありますけども、NTTとしては4月以降、若干の施設設備はセンター地区にありますけども、引き揚げていくと単価もかなり高くなるというようなことも聞いております。ただ、テレビはですね、どうしてもやっぱり世帯で見られるような形にするのが行政なのかなということで、追加はあとはないかなと思いますけども、今回この2芯の飯館地区につきましてはこれで終了ということで、あとは124件の新たに追加した分を7月24日までに工事をするというようなことであります。ただ、その場合、もしかしたら何軒かやっぱりうちでもテレビが映らないというのが出るのかもしれませんが。その場合は、国の方でも衛星の方を使いまして、これを東京の中央の電波しか映らないんですが、福島テレビとか福島放送とか、そういうのは映らないんですが、東京の方のチャンネルしか映らないんですが、それを当分見ていただくというような考えを持っているようなところであります。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号「平成22年度飯館村情報通信基盤2芯整備事業（飯館地区）工事請負変更契約について」、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号「平成22年度飯館村情報通信基盤2芯整備事業（飯館地区）工事請負変更契約について」は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成23年第1回飯館村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時42分）

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年1月19日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

同 会議録署名議員

佐藤八郎

同 会議録署名議員

志賀毅

同 会議録署名議員

松下義喜